

## コーポレートガバナンス・ガイドライン

### 序章 総 則

#### 第1条（目 的）

本ガイドラインは、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組み及び指針を定め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とする。

#### 第2条（本ガイドラインの位置付け）

本ガイドラインは、法令及び定款に次ぐ規定であり、社内の全ての規定・規則に優先して適用する。

#### 第3条（コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方）

「明光和親」を企業理念とし、公正明朗を旨とした企業活動により事業を通じて広く社会に貢献する事業体の実現を目指すという理念のもと企業価値の向上を図ることが、全てのステークホルダーの期待に応えるものと認識し、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレートガバナンスの強化を経営の最重要課題とし、実効性のあるコーポレートガバナンスの構築に努める。

#### 第4条（改 廃）

本ガイドラインの改定・廃止は、取締役会の決議を経て行う。

### 第一章 株主の権利・平等性の確保

#### 第5条（株主の権利・平等性の確保）

株主の権利を実質的に確保するため適切な対応及び株主の適切な権利行使のための環境整備に努め、株主の実質的な平等性を確保することに努める。

#### 第6条（政策保有株式）

取引関係の維持・強化による将来的な事業の発展と企業価値の向上を目的として、株式を保有する。政策保有株式は、将来的な企業価値の向上を目指す上で総合的かつ中長期的な観点から保有意義が認められる場合に、継続して保有することを基本方針とする。但し、リターンが資本コストを上回らない株式は、取引先との今後の関係を検証し、保有の妥当性が認められないと判断する株式については売却する。

2. 政策保有株式の議決権行使に当たっては、総合的かつ中長期的な観点から当社の企業価値ならびに株主価値の向上につながり、適切なコーポレートガバナンス体制が堅持されるかど

うかを判断し、適切に議決権を行使する。当社の企業価値ならびに株主価値を棄損する可能性がある議案については、反対する。

3. 政策保有株主から株式の売却等の意向が示された場合、売却等の可否には関与しない。また、取引の縮減を示唆することなどにより、株式の売却等を妨げる行為は行わない。
4. 政策保有株主と、株主であることを理由に経済合理性が認められない取引を継続するなど、会社や株主の利益を棄損するような取引は行わない。

#### 第7条（関連当事者間の取引）

取締役及びその近親者との取引は、全て事前に取締役会の承認を得るものとする。

2. 金融商品取引法の定めに基づく主要株主との取引は、当社及び株主共同の利益を害することのないよう取締役会で監視を行い、有価証券報告書並びに東京証券取引所が定める規則に従って開示を行う。

## 第二章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

#### 第8条（株主以外のステークホルダーとの適切な協働）

ステークホルダーとの適切な協働に努め、取締役会及び執行役員・部門長・支店長（以下「経営陣」という。）は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮する。

#### 第9条（多様性確保に向けた人材育成方針）

多様な視点や価値観をもった人材の個性・能力・知見を活かして組織を活性化し成長につなげるため、性別・国籍・入社経路に関わらず多様な人材を確保し、高度な専門性や総合力を最大限に発揮できる人材へ育成する。

2. 属性にとらわれない適正・公正な評価制度、能力と将来性を重視した人材登用、個々人の働き方を実現させる職群転換制度等を促進し、多様な人材を活用するための社内環境の整備に努める。

## 第三章 適切な情報開示と透明性の確保

#### 第10条（適切な情報開示と透明性の確保）

財務情報、経営戦略・経営課題、非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。取締役会は、開示情報が正確で利用者にとって分かりやすく有用性の高いものになるよう努める。

#### 第11条（情報開示）

会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するために、企業理念、中期経営計画、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方等をホー

ムページに掲載し、主体的な情報発信を行う。

#### 第12条（取締役報酬）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、報酬諮問委員会及び監査等委員会の提言を尊重した上で、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢などを勘案し、取締役会にて決定する。

2. 監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査等委員会にて協議により決定する。

#### 第13条（取締役の選解任）

取締役会は、監査等委員会及び社外取締役の提言を尊重した上で、取締役に相応しい知識・経験・能力を有する人材の中から候補者の指名を行い、株主総会にて決定する。社外取締役については、当社の事業及び経営環境を理解し、多様な見識・経験を基に経営に対して公平・公正で適切な指導を・助言が期待できる人材を候補者として指名する。なお、監査等委員候補については、監査等委員会の同意を必要とする。

2. 取締役の選任に当たっては、株主総会の選任議案に、取締役候補者個々の略歴、選任理由並びに重要な兼職の状況などを記載し説明する。
3. 取締役会は、取締役に不正もしくは重大な法令・定款違反、その他職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、役位もしくは委嘱業務の解職、または株主総会に対する解任議案の提出について、監査等委員会の意見を聴取した上で、審議し決定する。

### 第四章 取締役会の責務

#### 第14条（サステナビリティ）

企業理念である「明光和親」の精神のもと事業を通じて広く社会に貢献するため、社会・環境問題を初めとするサステナビリティを巡る課題への対応を経営における最重要課題の一つとして認識し、持続可能な社会の実現に向けてサステナビリティ活動に積極的に取り組む。

#### 第15条（取締役会の責務）

取締役会は、株主に対する受託者責任と説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、企業戦略等の大きな方向性を示し、経営陣による適切なリスクテイクを支える環境整備を行い、独立した客観的な立場から経営陣に対する実効性の高い監督を行う。

#### 第16条（委任の範囲）

取締役会は、取締役候補者の指名、執行役員・部門長・支店長等の選任、取締役（監査等委員を除く）報酬の決定、及び重要な業務執行の決定等を通じて、経営全般に対する監督機能を発揮し、経営の公正性・透明性を確保する。また、取締役会で審議を行なう業務執行の基準を定め、基準に満たないものについては、経営陣を構成員とする経営会議などに決定を委任する。

#### 第 17 条（独立社外取締役）

独立社外取締役を活用し、コーポレートガバナンスを適正に機能させ実効性のある体制を確立するため、独立社外取締役の複数名選任に努める。

#### 第 18 条（独立性判断基準）

社外取締役の独立性を客観的に判断するための、独立性基準（別紙 1）を制定する。

#### 第 19 条（取締役会の構成）

取締役会において実質的な議論を活発に行うために、取締役（監査等委員を除く）の人数は 10 名以内、監査等委員は 5 名以内とし、取締役候補者は、社内外を問わず能力・見識・経験に優れた方を選定する。特に、社外取締役については、会社経営・法律・会計・経営戦略等、専門分野の知見を有する方から選定し、多様な観点から経営戦略の策定や業務執行の監督に参画・提言を行い、企業価値の向上に努める。

#### 第 20 条（取締役の兼職の状況）

取締役の重要な兼職の状況は、事業報告に記載する。また、取締役候補者の重要な兼職の状況は、株主総会招集通知の参考書類に選任理由とともに記載する。

#### 第 21 条（取締役会の分析・評価）

取締役会の機能の向上を図るため、各取締役による自己評価も含めた分析・評価を実施し、定期的に分析評価の方法および結果の概要を開示する。

#### 第 22 条（トレーニング）

取締役が、役割・責務を果たすために必要なトレーニング及び情報提供については、適宜実施し、各取締役は、希望する研修・講演等に自己の判断で出席できることとする。また、社外取締役に対して、新任時に事業内容や事業計画等についての説明を実施し、事業課題等についての情報提供を適宜行う。

### 第五章 株主との対話

#### 第 23 条（株主との対話）

株主総会の場以外でも株主との間で建設的な対話を行うことに努める。取締役は、対話を通じて株主の声を聞き、その関心・懸念に正当な関心を払い、経営方針を株主に分かりやすく明確に説明し、ステークホルダーの立場をバランスよく理解し、適切な対応を行う。

#### 第 24 条（建設的な対話に関する方針）

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する基本方針（別紙 2）を制定する。

制 定 2015年11月13日  
改 訂 2016年 6月28日  
2018年 4月 1日  
2018年12月26日  
2021年12月22日

## 【別紙1】

### 社外取締役の独立性基準

社外取締役の独立性を客観的に判断するため、社外取締役の独立性基準を制定する。社外取締役が、就任後に本基準に抵触することとなった場合は、取締役会において本基準に基づき独立性の有無を検証する。

1. 現在、当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）の取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）または使用人でなく、過去においても当社グループの取締役（社外取締役を除く）・監査役（社外監査役を除く）または使用人であったことがないこと。
2. 過去5年間に、当社グループの主要株主もしくは当社グループが主要株主の取締役・監査役・執行役または使用人であったことがないこと。  
注）主要株主とは、総議決権の10%以上の株式を保有する法人等をいう。
3. 当社グループの主要な取引先の取締役・監査役・執行役または使用人でないこと。  
注）主要な取引先とは、直近3事業年度における当社グループとの取引において、当社グループまたは取引先の連結売上高が年平均で2%以上の企業をいう。
4. 当社グループから多額の寄付を受けている法人等の役員等または使用人でないこと。  
注）多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円、または寄付先の連結売上高もしくは総収入の2%のいずれか大きい額を超えることをいう。
5. 当社グループとの間で、取締役・監査役を相互に派遣していないこと。
6. 過去5年間に、当社グループの会計監査法人の代表社員、社員、パートナーまたは従業員であったことがないこと。
7. 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他財産を得ている弁護士、コンサルタント等、および当社グループと顧問契約を締結している税理士等の専門家でないこと。  
注）多額の金銭とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人等の場合は連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
8. 以下に該当する者の配偶者、2親等内の親族、同居親族または生計を共にする者でないこと。
  - (1) 当社グループの取締役・監査役または重要な使用人
  - (2) 過去5年間に、当社グループの取締役・監査役または当社の重要な使用人であった者
  - (3) 上記2～7に抵触する者注）重要な使用人とは、当社の部門長・本部長・支店長等をいう。
9. 上記の他、独立性を疑わせるような重要な利害関係を有していないこと。

以 上

## 【別紙 2】

### 株主との建設的な対話に関する基本方針

1. 当社は、株主を含む投資家（以下「株主等」という。）との良好な関係の構築に向けた対話を、IR 活動を通じて積極的に行うとともに、株主構成の把握に努める。
2. 株主等との対話は、IR 担当部門が担い、社長が統括する。株主等から個別の要望がある場合は、株主等の属性等を勘案の上、必要に応じて社長、取締役（社外取締役を含む）および執行役員等が面談を行う。
3. 株主等との対話を円滑に行うために、IR 担当部門は関連部門と連携を図る。
4. 中期経営計画の策定・公表に当たっては、収益計画や資本政策の基本的な方針を示し、定性・定量目標や戦略の骨子を公表する。
5. 株主等との対話を通じて得られた意見や質問等は、必要に応じて取締役会に報告し、経営に反映することにより企業価値の持続的な向上に生かすものとする。
6. インサイダー情報の管理は、ディスクロージャーポリシーに則り、適切に対応を行う。

以 上